

平成 28 年 11 月 白杵市農業委員会定例総会議事録

平成 28 年 11 月 2 日（水）午前 9 時 30 分より臼杵市役所野津庁舎（3 階）議事場において会長が 11 月定例総会を招集した。本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

農業委員會事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 和田 敬生 主幹

農林振興課

毛利 郁 課長 向井 一徳 主査

付議議案

議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 56 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 57 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について
議案第 58 号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について

副会長 ただ今から総会を始めます。

局 長 これより議案について、ご審議を宜しくお願ひ致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会会議規則第7条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、議事に先立ち、最初に委員の定足数の報告を局長が致します。

局 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数23名中、本日は全員出席となっております。よって、臼杵市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告します。

議 長 次に議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけますか。

—「異議なし」の声あり—

議 長 それでは、議席番号2番 後藤 益喜 委員 議席番号3番 佐藤 政雄 委員に議事録署名委員をお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第55号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次 長 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が、下記のとおり、あったので提案する。平成28年11月2日 臼杵市農業委員会会長 疋田忠公

番号1、2筆、畳合計627m²を、耕地拡張のため、所有権移転するものです。

以上1件の申請については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申

請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。10月26日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号ですが、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請1件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいているので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

三浦

委員 私、三浦より、10月26日に柳井正二委員と実施しました議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせ報告します。番号1の申請についてです。売買により所有権移転するものです。申請地は2筆で、1筆は花き用の資材置場で、もう1筆は適正に管理されており、今後果樹を植える予定です。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。以上、3条申請1件の調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 —「全員挙手」—

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第56号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願い

いたします。

次 長 議案第 56 号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり、あつたので提案する。平成 28 年 11 月 2 日 眞杵市農業委員会会長 正田忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 11 号）「平成 28 年 11 月 2 日公告予定」です。1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は平成 28 年 10 月末までに申し出がありました眞杵市全体の集計表であります。

主なものについてご説明します。中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。新規、再設定の合計で申し上げます。畠については、10,389 m²、9 筆です。

合計面積は、10,389 m²です。次に貸手、借手ですが、貸し手が 8 人に対しまして、借り手は 3 人となります。2 ページ以降については眞杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。以上、簡単ではございますが、平成 28 年 11 月 2 日公告予定の農用地利用集積計画（第 11 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 56 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 56 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 57 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

次 長 議案第 57 号農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。平成 28 年 11 月 2 日 県杵市農業委員会会長 斎田忠公

なお、この案件につきましては、主管課が、農林振興課となっておりますので、農林振興課より説明いたします。

向井主査 議案第 57 号農用地利用配分計画案について説明します。資料を別冊で用意していますのでそちらをご覧ください。

今回は、旧制度の保有合理化事業の利用権設定満了に伴う、農地中間管理事業の利用権設定の方針、および配分計画の意見聴取をお願い致します。別冊資料の 1 ページと 2 ページをご覧ください。ページ 1 の農用地貸付調書の農地は、旧来大分県農業振興公社が設定していた農地保有合理化事業での利用権設定となります。現在農地中間管理事業での利用権設定に一本化されております。今回は、保有合理化事業の期間満了に伴い、農地中間管理事業での利用権設定の更新を行うものです。平成 28 年度末で既存の利用権設定が満了する者のうち、農地中間管理事業の事業要件を満たした 7 筆合計約 187a の農地を配分するものです。農地は複数地区あります、地図を添付しておりますので、参照してください。

続きまして、新規の利用権設定です。5 ページ以降をご覧ください。の畑 1 番 1 筆約 13a を認定農業者である株式会社に配分するものです。配分先は 9 月に法人の名称が変更されております。賃料に関しては、地権者との同意に基づき、当該地域の周辺の利用権設定と同様となっております。以上の配分計画についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

小 橋
委 員 耕作物をベビーリーフにしているけど、今堆肥を置いて耕作をしている。

向井主査 利用権設定は 1 月 1 日からなんですか、事前に準備行為をしていいという事です。

小 橋

委 員 準備行為は分かるが、機械を入れたり堆肥の調合までしている。目的がベビーリーフならベビーリーフを植えるときっちりとして頂くと同時に堆肥を置いておくと匂いがあるので、シート等で覆いをしてほしい。今はそのまま置いているので言っておいてほしい。

向井主査 農業委員会としての正式な回答としてではなく担当者としての回答で宜しいですか。

小 橋

委 員 資材置き場として使うならベビーリーフとしてではなく、資材置き場なら資材置き場、堆肥置き場なら堆肥置き場として、多目的に使うならベビーリーフとは書けない。担当農業委員としても、堆肥を置くと匂いがあるので、堆肥を置くなら、被服をしないと地域住民に迷惑がかり、ハエが湧く。そういう環境問題を考えるように言ってほしい。

小 川

委 員 承認事項だとしないとおかしいかな。

向井主査 正式な文章で農業委員会から会承を頂くんですけれど、そこにこういう意見があったと入れさせていただきます。

小 川

委 員 ベビーリーフを植えるのはいいんでしょ。

向井主査 申請内容はベビーリーフを植えると我々も聞いておりますので。

小 橋

委 員 資材や堆肥置き場にするなら目的が違うから、申請してもらわないと。

向井主査 申請内容はベビーリーフを植えると我々も聞いておりますので、申請通りに植えられていることが大前提だと思っております。

議長 それは指導しておいてください。他に質問ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第57号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、採決を行います。本件を原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第57号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、議案第58号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 議案第58号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について 平成28年度農地利用状況調査に基づく非農地の認定について、別冊のとおり提案する。

平成28年11月2日 白杵市農業委員会会長 武田忠公

次長 利用状況調査に基づく非農地の認定についてこの案件については、5月から8月にかけて行いました利用状況調査に基づく非農地となります。議案第58号参考資料をご覧ください。これについては、大字ごとの集計となっています。数値の説明については、右の下の計の欄の報告とさせていただきます。白杵 田 455筆 133,081m² 畑 758筆 259,068m²野津 田 199筆 48,964m² 畑 169筆 69,575m²合計ですが、田 654筆 182,045m² 畑 927筆 328,643m² 総合計 1581筆 510,689m²となります。尚、個人ごとの明細については、委員皆様に用意しておりますが、他の地区については事務局に保管しております。以上、農地利用状況調査に基づく非農地認定についてご提案申し上げます。

議長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第58号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について、採決を行います。本件を原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第58号 利用状況調査に基づく非農地の認定について、採決を行います。本件を原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第58号 利用状況調査に基づく非農地の認定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。（終了 10：30）